

厚生労働省 令和7年度

子育て世代の医療職支援事業 のご案内

- 1 家事支援サービス補助事業 *New!*
- 2 学術誌投稿費用助成事業 *New!*
- 3 育児中業務代替支援補助事業
- 4 託児等費用補助事業
- 5 外国語論文校正費用助成事業



オール女性医師キャリアセンター

- 厚生労働省の「子育て世代の医療職支援事業」に採択されました。
- 以下の5つの補助を受けることができます

男性医師も対象

実施期間：令和7年7月15日～令和8年2月21日
(申請期日:令和8年2月27日)

※予算に達し次第、終了となります

1

家事支援サービス補助事業 *New!*

支援内容 家事支援サービスを利用した際にかかる費用を一部補助します

掃除、片付け、料理、買い物のいずれかの家事サービスを利用した。

→ 支払った利用料金の3分の1(年度内50,000円限度)を支給

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む)で妊娠中もしくは0歳児から小学校6年生の子をもつ者(配偶者がいる場合、配偶者がフルタイム相当勤務等である者)

※非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く

※申請時に学外出向中や休職中の者は除く

2

学術誌投稿費用助成事業 *New!*

支援内容 学術誌投稿費用の一部を助成します

外国語論文・日本語論文ともに筆頭又は責任著者であるもの

●外国語論文を投稿しアクセプトされた。

→ 1論文あたり最大50万円を助成
PubMed掲載誌および
Impact Factor等の制限あり

●日本語論文(短報除く、査読済)を投稿しアクセプトされた。

→ 1論文あたり最大5万円を助成

※1人につき外国語論文と日本語論文各1論文、かつ1論文につき1回

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する任期付助教以上の医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者を含む)で産前・産後休暇中、育児休業中、又は0歳児から小学校6年生の子をもつ者
男性の場合は、育児休業中の者又は過去5年以内に育児休業を取得した者

3

育児中業務代替支援補助事業

支援内容

業務を代替した医師に支援補助を行います

発熱・ケガ以外に、「予防接種・健康診断、
感染症に伴う学級閉鎖等」を追加!

勤務中に子どもが発熱のため迎えに来るよう連絡を受けた。早退し、業務を代替してもらった。

➡ 業務を代替した医師に1時間3,000円(上限3時間/日)の手当を支給

対象

業務を代替した医師又は歯科医師

※本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む)

※本学附属の病院又はクリニックと労働契約を締結している医師又は歯科医師も対象

最終ページに例を掲載していますのでご覧ください▶▶▶

4

託児等費用補助事業

業務に

「休日の日直や呼び出し」を追加!

支援内容

休日に、本学が実施する入学試験や学会・セミナー等への参加、

診療等の業務を命じられた際の託児等にかかる費用を一部補助します

入学試験の監督のため、託児サービスを利用した

➡ 保育料金を子一人あたり最大10,000円/日(年度内50,000円限度)支給

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む)で0歳児から小学校6年生の子をもつ者

※非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く

※申請時に学外出向中や休職中の者は除く

5

外国語論文校正費用助成事業

助成金額増額!

支援内容

外国語論文校正に係る費用の一部を助成します

外国語論文(申請者の母語では無いもの)の校正を業者に委託した

➡ 1論文あたり最大10万円を助成 ※一人につき1論文、かつ1論文につき1回(複数回の校正費の合算は不可)

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する任期付助教以上の医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者を含む)で産前・産後休暇中、育児休業中、又は0歳児から小学校6年生の子をもつ者

男性の場合は、育児休業中の者又は過去5年以内に育児休業を取得した者

例えば、
こんなとき!!

育児中業務代替支援補助を申請してください



実施期間中(7月15日~2月21日)に
該当するものがあれば、申請してください

各事業の詳細(実施要領)と
申請書は特設ページへ



関西医科大学
オール女性医師キャリアセンター

TEL 072-804-2174/内線 (80) 3855
Mail ajcareer@hirakata.kmu.ac.jp